

中国残留孤児生活実態調査の結果  
(昭和57年6月調査)

1 調査対象孤児

昭和50年以後、永住の目的をもって日本に帰国した孤児68人(男50人、女18人、年齢36歳～50歳)について帰国後の生活状況等を調査した。

2 家族構成

孤児の家族構成の状況は次のとおりで、孤児本人、配偶者、子供2～3人の4～5人家族というのが平均的な家族構成である。

(孤児の家族構成)

	世帯数	割合
単身(孤児本人のみ)	1	1.5%
本人+配偶者	1	1.5
本人+配偶者+子供	52	77
(うち子供 1人)	(4)	(6)
(うち子供 2人～3人)	(37)	(55)
(うち子供 4人～5人)	(11)	(16)
本人+配偶者+養親+子供	3	4
本人+配偶者+配偶者の親+子供	1	1.5
本人+子供	9	13
本人+子供+子供の夫	1	1.5
計	68	100

3 住居の状況

(1) 現在任んでいる住居の状況は次のとおりで、公営住宅に入居している者が多い。

(住居の状況)

	世帯数	割合 %
公営住宅	48	71
民間の借家、借間	10	15
社宅、寮	3	4
自家	2	3
公社、公団住宅	2	3
身元引受人と同居	2	3
社会福祉施設	1	1
計	68	100

(2) 帰国後、若着き先を変更した世帯は、48世帯と全体の71%に及んでいる。  
 若着き先変更の理由としては、「公営住宅への入居」が最も多く、次いで「就職のため」、

日本語の勉強のため」となっている。

また、移転先は、同一都道府県内がほとんど(84%)である。

(若着き先変更の理由)

	割合 %
公営住宅入居のため	44
就職のため	21
日本語の勉強のため	15
身元引受人等とのトラブル	6
その他、不明	14

4 生活保護の適用状況

帰国時は、ほとんどの世帯(96%)が生活保護を受けていたが、帰国後3~4年で、

ほぼ3分の2の世帯が生活保護から脱却している。

(生活保護を受給している世帯の割合)

帰国後 / 年未滿	82 %
1年以上 2年未滿	70
2年以上 3年未滿	50
3年以上 4年未滿	36
4年以上	33

(注) 帰国後3年以上で生活保護を受けている世帯の11%は病気又は障害を有している。

(参考) 一般の被保護世帯のうち、3年以上連続して生活保護を受けている世帯は、全体の約60%である。

#### 5 身元引受人との関係

身元引受人は、おおむねよく孤児世帯の相談相手になっている。

(身元引受人との関係)

よく相談相手になってくれる	60 %
あまり交際していない	34
交際していない	3
不明	3

(注) 「よく相談相手になってくれる」は、帰国後/年未滿では82%、1年以上2年未滿では77%となっている。

#### 6 就労状況

(1) 孤児本人のうち就労している者の割合は、男性72%、女性22%である。また孤児の配偶者は、男性の54%、女性の36%が就労している。だれかが働いている世帯は全体の66%である。

(2) 職種は、工員が最も多いが、中華料理店の経営者、中華同文学校教師、高社員（中国出張）となっている者もある。

(3) 就労による収入（4月分手取り月収）は、次のように10～15万円程度が多いが、3年以上就労している者では、15万円以上の収入がある者が約半数いる。

（孤児本人の就労による月収）

	全 体	就労3年以上の者の場合
	7	5
	%	%
5万円未満		
5万円以上10万円未満	14	11
10万円以上15万円未満	38	32
15万円以上20万円未満	17	26
20万円以上	24	26

(4) 就労していない者（孤児本人）の不就労の理由は、「日本語ができない」が最も多く（32%）、次いで「病気」（25%）となっている。また、女性の場合には「家事に従事のため」も多い（29%）。

なお、現在職業訓練校に入っている者は、就労していない者の11%である。

(5) 就労している者（孤児本人）の多くは、現在の職業にまあまあ満足している。（「満足している」30%、「まあまあ満足している」48%）

#### 7 日本語の習得状況

(1) 孤児の世帯は、帰国時には、ほとんどの者（92%）が日本語ができなかったが、おむね2年で簡単な日常会話ができるようになっていく。

(簡単な日常会話ができるようになるまでの期間)

	孤児本人 %	配偶者 %	子供 %
3カ月未満	9	3	10
3カ月以上6カ月未満	12	6	35
6カ月以上1年未満	23	23	31
1年以上2年未満	43	58	23
2年以上	13	10	1

(2) 日本語の勉強の方法としては、孤児本人及び配偶者は「日本語学校で勉強」(37%)、「家庭で独学」(29%) などが多く、子供はほとんど(81%)が小中学校で勉強している。

また、帰国前に中国で日本語を勉強し、帰国時にはすでに日常会話ができるケースもあった。

○ 中国に残っている家族の状況

(1) 全体の52%の孤児が中国に家族を残している。残っている家族は、養父母(養父

又は養母のみを含む) が最も多く(家族を残した者の83%)、次いで子(17%)、配偶者(離婚した者を含む)(9%)となっている。(重複あり。)

(2) 養父母が中国に残った理由としては、「実子がいる」(38%)、「日本に来ること  
を希望しない」(34%)が多い。

(3) 養父母の扶養等の状況は、養父母の実子が扶養しているケースが最も多い。また、  
孤児が自分の退職金を置いてきたケース、毎月1万円を仕送りしているケースもあっ

た。

(養父母の扶養等の状況)

養子が扶養	4 /	%
養父母本人の収入	2 /	
年金	2 /	
孤児の仕送り等	10	
不明	7	

9 帰国後の感想等

(1) 帰国後、言葉、生活習慣等が異なるため苦労したが、日本に帰ってきてよかったとの感想が多かった。また、都道府県においては、担当者、生活指導員と生活保護のケースワーカーが連絡として生活指導が行われており、これが自立に役立ったとの感想もあった。

(2) 今後帰国する孤児に望むこととして、「帰国前に日本語の勉強をしておくべきである。」「事前に日本での生活設計をしっかりとたててから帰国すべきである。」、「いったん

一時帰国して、日本の社会をよく知ってから永住帰国すべきである。」などの意見があった。

(3) 政府に望むこととしては、日本語教育を十分に行って欲しいという要望が多く、帰国後、いったん研修施設等に滞在させ、日本語教育、生活指導等を行ってから社会に出る

ようにして欲しいとの意見もあった。

(4) 調査にあたった都道府県の担当者の感想では、孤児の家庭は総じて円満で、帰国後離婚したようなケースもなく、一日も早く日本社会で自立できるよう努力しているとのこ

とである。